

新ひだか町図書館利用登録申請書

新ひだか町図書館長 様

利用者番号	申請日	年	月	日
-------	-----	---	---	---

※ 処理区分 該当に○印	1	新規登録申請			
	2	変更登録申請 (変更箇所をチェック)	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 連絡先①住所	<input type="checkbox"/> 連絡先①電話番号
※フリガナ					
※氏名					※ <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
※生年月日	大正・昭和・平成		年	月	日 歳
※連絡先① (アパート名等)	〒 -				
	住所				
	※電話 (-)	1	自宅	2	携帯
※電話 (-)	1	自宅	2	携帯	
学校・学年 (生徒・学生の方のみ)	学校		学年		
連絡先②	1 保護者 2 勤務先 3 帰省先 4 その他()				
	フリガナ				
	〒 - 電話 (- -)				
	住所				

◆用紙裏面の「図書館の利用について」を確認のうえ、チェックしてください。 ※ 利用について同意する

未成年の方は「保護者署名欄」に保護者の方の署名をお願いします。

保護者 署名欄	
------------	--

- ◆ 記入上の注意事項 ◆
- 1 太枠の中を記入して下さい。(※印は必須)
 - 2 電話番号は2つご記入ください。連絡先①の電話が携帯電話のみの場合は、連絡先②に勤務先の名称・電話番号、又はご家族(成人)の携帯電話をご記入ください。
 - 3 生徒・学生の方は学校・学年と保護者の方のお名前・連絡先をご記入ください。
 - 4 町内在学者の方は、連絡先②に保護者の氏名・住所等を帰省先として記入してください。
 - 5 短期滞在者の方は、連絡先①に町内の居所等を、連絡先②にご自宅の住所等を記入してください。

【 図書館記入欄 】

確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 学生証	<input type="checkbox"/> その他()
該当項目	<input type="checkbox"/> 1在住(<input type="checkbox"/> 短 /)	<input type="checkbox"/> 2在学	<input type="checkbox"/> 3在勤	<input type="checkbox"/> 4日高
	担当			

図書館の利用について

1. 利用登録要件

- ①日高振興局管内にお住まいの方
 - ②新ひだか町内の学校に在学している方
 - ③新ひだか町内の事業所に勤務している方
- ・ 上記登録内容に変更が生じた場合は、速やかに図書館カウンターまでご連絡ください。

2. 入館者の遵守事項

- ①施設、付属設備及び図書館資料を汚損し、又は損傷しないこと。
(図書館資料を汚損、損傷した場合等は、弁償していただきます。)
- ②火気その他の危険物を使用しないこと。
- ③所定の場所以外へ立入りをしないこと。
- ④所定の場所以外で飲食をしないこと。
- ⑤騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- ⑥敷地内で許可のない行為をしないこと。
- ⑦その他職員の指示に従うこと。

3. 資料の貸出

図書館の資料は、館内で閲覧する場合を除き、全て貸出手続きを行ってください。
(ただし、AV資料の館内視聴については、貸出手続きを行ってください。)

- ①図書・雑誌 …… 20冊まで 14日以内
 - ②CD・DVD…… 各2枚まで 14日以内 (貸出日現在中学生以上)
- ・ 図書館資料のうち、一部は館内閲覧のみに限らせていただくものもあります。
 - ・ 図書・雑誌資料の貸出期間は、他の利用者からの予約が無ければ、1度限り延長することができます。
延長を希望される方は、ご自分の貸出期間内に直接カウンターまたはお電話でお申し出ください。
 - ・ 図書館資料(CD・DVD等)の使用によりご家庭の家電製品等に不具合が生じた場合、図書館では責任を負いません。

4. 予約・リクエスト

貸出中の資料には予約を、図書館にない図書館資料はリクエストすることができます。

予約又はリクエストにお応えして用意した図書館資料は、電話などで利用者に連絡をしてから1週間お取り置きいたします。お取り置き期間内に借りられない場合は予約を取り消します。

- ・ 資料によってはリクエストにお応えできない場合もあります。
- ・ 他の図書館からの借受依頼については、新ひだか町内にお住まいの方に限ります。
新ひだか町外にお住まいの方は、地元自治体の図書館でお申込みください。

5. 複製(コピー)サービス

図書館の資料に限り、著作権法の範囲内でコピーをとることができます。

- ・ 発行当日の新聞、雑誌の最新号については、記事の半分までがコピー可能です。
- ・ 詳しくは図書館職員へお問合せ下さい。

(問合せ先) 新ひだか町図書館 0146-42-4212
三石分館 0146-33-2051